

一般会計補正予算

12月定例会

公債費繰上
償還金等

8億1,300万円を増額

総額72億2,400万円

12月定例会は、5日から10日までの6日間開かれ、平成26年度補正予算をはじめ承認1件、議案14件を採決の結果いずれも原案のとおり可決された。
一般質問には5人が立ち、教育の振興・行政改革・林業の振興・介護保険・新田地区急傾斜地崩壊対策事業等について執行部をたずねた。

26年度補正予算

▼一般会計補正予算(第5号)

農業委員会委員選挙費243万4千円、国保会計繰出金284万5千円等を減額、台風12号・11号に伴う災害復旧費3億7千300万円、地域支え合い活動基金積立金770万円、公債費の繰上償還金3億3千482万9千円等を増額。歳入歳出8億1千300万円を増額し、歳入歳出の総額を72億2千400万円とする。
可決(全員一致)

▼介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

人件費の決算見込みに伴い16万4千円を増額し、歳入歳出の総額を7億6千290万5千円とする。
可決(全員一致)

▼簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

王在家簡易水道配水管移設工事等施設管理費406万2千円を増額、葉山東簡易水道の実績に伴い施設整備費84万2千円を減額。歳入歳出32万1千円を増額し歳入歳出の総額を1億7千975万

▼国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

事業勘定で事業費確定に伴う償還金等1千734万7千円、直営診療施設勘定で医薬材料費等122万5千円を増

8千円とする。

可決(全員一致)

条例の制定・改正

▼津野町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定

介護保険法改正により、地域包括支援センターの指定基準は市町村の条例に委任されたため、町条例を新規制定するもの。
可決(全員一致)

▼津野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定

介護保険法改正により、基準該当介護予防支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営等に関する基準指定介護予防支援に従事する従業者等の基準及び事業の運営等に関する基準並びに指定介護予防支援の指定

の申請者に関する基準は、市町村の条例に委任されたため、町条例を新規制定するもの。
可決(全員一致)

▼津野町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正

介護保険法改正により、指定居宅介護支援・基準該当居宅介護支援に係る基準が都道府県の条例に委任されたことから、引用条文が介護保険法から県条例になるため改正するもの。
可決(全員一致)

▼津野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

介護保険法改正により、指定介護予防支援・基準該当介護予防支援に係る基準は、市町村の条例に委任さ